

## ○さいたま市介護予防高齢者住環境改善支援事業補助金交付要綱

平成24年7月9日保健福祉局長決裁  
(一部改正 平成27年3月17日決裁)  
(一部改正 平成29年3月17日決裁)  
(一部改正 平成31年2月21日決裁)  
(一部改正 令和3年3月9日決裁)  
(一部改正 令和5年3月23日決裁)  
(一部改正 令和6年3月29日決裁)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、要介護状態等となるおそれの高い状態にある高齢者の居住環境を改善し、要支援・要介護状態となることを予防することを目的として、これらの高齢者の居宅の改善（居宅の老朽化に伴う補修等を除く。以下同じ。）をするための経費の全部又は一部を予算の範囲内において補助することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 補助金の交付の対象者は、次に掲げる要件の全てに該当する者（以下「対象高齢者」という。）とする。

- (1) 申請時において、市内に1年以上居住し、かつ、満65歳以上の在宅で生活する者であること。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定により市が行う介護保険の被保険者であること。
- (3) 申請時において、法に規定する要介護認定又は要支援認定を受けておらず、かつ、認定を受けるための申請を行っていないこと。
- (4) 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）様式第1の質問項目に回答をし、身体機能の低下により要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められた者であること。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

### (対象工事)

第3条 補助金の交付の対象となる工事は、事前に居住地を担当する地域包括支援センターに相談し適正な改善であると確認された工事であり、対象高齢者の居住する住宅に

施工する次の工事とする。ただし、新築工事及び増改築に伴う改修工事及び老朽化や物理的・科学的な摩耗、消耗が改修の理由となる工事は対象外とする。

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑りの防止、移動の円滑化などのための床・通路面の材料の変更
- (4) 引き戸などへの扉の取替え
- (5) 洋式便器などへの便器の取替え
- (6) その他これらの工事に付帯して必要な工事

(対象経費等)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、前条に規定する対象工事の工事経費とする。ただし、対象高齢者1人当たりの限度額は15万円とする。

- 2 補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 以前に本制度の支給を受けた対象高齢者については、15万円から既に支給の対象となった対象経費の額を除いた額を、対象経費の限度額とする。
- 4 対象高齢者又は家族等が改修を行った場合は、材料の購入費を対象経費とする。

(申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事に着手する前に、介護予防高齢者住環境改善支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 居宅の設備、構造等の改善に関する工事見積書 1式
- (2) 改善する箇所の写真（日付入りのもの）
- (3) 地域包括支援センター確認書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を調査の上、補助金の交付の可否を決定し、介護予防高齢者住環境改善支援事業補助金交付可否決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第7条 前条の規定により交付を可とする決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、当該交付決定後に工事の内容を変更しようとするときは、介護予防高齢者住環境改善支援事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に、当該変更する内容を明示した書類を

添付して、市長に申請しなければならない。

2 前条の規定は、前項の変更の申請について準用する。

(着工期限)

第8条 交付対象者は、補助金の交付決定後30日以内に改善工事に着工しなければならない。

(実績報告)

第9条 交付対象者は、当該工事の完了後30日以内に介護予防高齢者住環境改善支援事業実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

- (1) 改善工事の領収書(写し)
- (2) 請求明細書(前号に掲げる領収書に明細が記載されている場合は省略可)
- (3) 改善した箇所の写真(日付入りのもの)

(交付額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書等の提出を受けた場合は、当該実績報告書等の審査及び必要な調査をし、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、介護予防高齢者住環境改善支援事業補助金交付額確定通知書(様式第5号)により、交付対象者に通知するものとする。

(補助金交付の請求)

第11条 申請者は、前条の規定による通知書の受理後、速やかに、さいたま市介護予防高齢者住環境改善支援事業補助金交付請求書により補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第12条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の決定額の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

- (1) 偽りその他不正の行為により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を対象経費以外の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほかこの告示の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の決定をしたときは、交付対象者に対し、介護予防高齢者住環境改善支援事業補助金決定取消等通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

申請者	補助金の額
さいたま市介護保険条例(平成13年さいたま市条例第186号)第3条第1項第1号から第2号までに規定する者	対象経費の10割
さいたま市介護保険条例(平成13年さいたま市条例第186号)第3条第1項各号（第1号及び第2号を除く。）に規定する者	対象経費に3分の2を乗じて得た額

様式第 1 号(第 5 条関係)

介護予防高齢者住環境改善支援事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先)さいたま市長

住所  
申請者 氏名  
電話番号

介護予防高齢者住環境改善支援事業補助金を次のとおり申請します。

申請者本人	生年月日	年 月 日	年 齢	歳
の状況	所得段階		被保険者番号	
工事を行う 箇所とその 理由				
工事見積額				円
補助金	※補助金申請額			円
承諾書	(工事を行う住宅の所有者が、申請者と異なる場合のみ) 私は、上記のとおり工事を行うことを承諾します。  所有者氏名 ※ ※自署の場合は押印不要です。			
添付書類	1 居宅の設備、構造等の改善に関する工事見積書 2 改善する箇所の写真(日付入りのもの) 3 地域包括支援センター確認書 4 その他市長が必要と認める書類			

※ 補助金申請額は、所得段階が 2 段階以下の場合、工事見積額の範囲内で 15 万円を上限とし、それ以外の場合は、工事見積額の 3 分の 2 の範囲内で 10 万円を上限とします。



様式第3号(第7条関係)

介護予防高齢者住環境改善支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日

(あて先)さいたま市長

住所  
申請者 氏名  
電話番号

次のとおり工事の内容について変更したいので申請します。

申請者本人 の状況	生年月日	年 月 日	年 齢	歳
	所得段階		被保険者番号	
変更を行う 箇所とその 理由				
工事見積額	変更後見積額			円
補助金	変更後申請額			円
承諾書	(工事を行う住宅の所有者が、申請者と異なる場合のみ) 私は、上記のとおり工事を行うことを承諾します。  所有者氏名 ※ ※自署の場合は押印不要です。			
添付書類	1 居宅の設備、構造等の改善に関する工事見積書 2 改善する箇所の写真(日付入りのもの) 3 地域包括支援センター確認書 4 その他市長が必要と認める書類			



様式第4号(第9条関係)

介護予防高齢者住環境改善支援事業補助金補助事業実績報告書

年 月 日

(あて先)さいたま市長

住所  
申請者 氏名  
電話番号

次のとおり工事を完了しましたので実績を報告します。

補助金交付可 否決定通知書 番号	第 号 ( 年 月 日)			
工事の内容				
	工事開始日	年 月 日	工事完了日	年 月 日
対象経費	円 (消費税等を含む。)			
補助金	円			
添付書類	1 改善工事の領収書 (写し) 2 請求明細書 (1の領収書に明細が記載されている場合は省略可) 3 改善した箇所の写真 (日付入りのもの)			

収入 支出 決算書	収入		支出		
	項目	金額 (円)	項目	金額 (円)	内容
	合計		合計		

様式第5号(第10条関係)

介護予防高齢者住環境改善支援事業補助金交付額確定通知書

第 号  
年 月 日

様

さいたま市長



年 月 日付けで実績報告のありました介護予防高齢者住環境改善支援事業補助金については、次のとおり確定したので通知します。

交付確定額

円

様式第6号（第12条関係）

介護予防高齢者住環境改善支援事業補助金決定取消等通知書

第 号  
年 月 日

様

さいたま市長



年 月 日付けで交付決定した補助金を次の事由により取り消したの  
で通知します。既に補助金を交付している場合は、併せて補助金の返還を命じます。

1 取 消 額 円

2 取 消 事 由

3 返 還 命 令 額 円